

熱中症対策に資する現場管理費補正試行要領に関するFAQ

令和7年10月21日現在

NO	質 問	回 答
1	工期について、具体的にはどの期間を想定しているか。	<p>工期は工事着手から工事完成日までの期間とし、実際に現場着手した日から後片付けまでの期間を想定して。</p> <p>工期は契約上の工期を対象とする。ただし、余裕期間がある場合には、余裕期間を除いた工期を対象とする。</p> <p>ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を本試行における工事完成日と見なすことができるものとする。</p>
2	本試行の工期算定にあたり、屋外作業を行っていない日は工期に含まないのか。	<p>本試行における工期については、屋外作業を行っていない日を含めて算出すること。(GWも含む)</p> <p>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は工期に含まない。</p>
3	真夏日の算定にあたり、屋外作業を行っていない日の該当日は含めるのか。	<p>真夏日率の算出式の分子である「工期期間中の真夏日」は、屋外作業を行っていない日の該当日を含めた日数とする。(年末年始や夏季休暇等は含めない)</p>
4	屋内作業は、すべて対象外とするのか。	<p>空調設備の無い屋内作業は、屋外と同等と見なし対象とする。</p>
5	随意契約工事、小規模な修繕工事等にも適用するのか。	<p>対象とする。</p>
6	トンネル工事は、適用するのか。	<p>対象とする。</p>
7	災害復旧事業は、適用するのか。	<p>対象とする。</p>
8	余裕期間は、真夏日率の計算の対象となるか。	<p>対象としない。</p>
9	施工計画書に記載する項目は何か。	<p>工事期間中の真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。例)使用する観測所及び指数(気温または暑さ指数(WBGT))、報告様式等を記載すること。</p> <p>ただし、具体的な熱中症対策に関する記載は必須としない。(※監督員等による対策状況などの現場確認は必要としない。)</p>
10	施工場所の最寄り観測地点とは何処になるのか。	<p>参考資料 表1 観測地点一覧を参考とすること。</p> <p>なお、これによりがたい場合は、受発注者協議により決定すること。</p>
11	最高気温、厚さ指数(WBGT)はどのように調べるのか。	<p>参考資料を参照のこと。</p> <p>最高気温: 気象庁HP 厚さ指数(WBGT): 環境省HP</p>
12	計測方法について、気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を併用することは可能か。	<p>どちらか一方を指標とする。</p>

熱中症対策に資する現場管理費補正試行要領に関するFAQ

令和7年10月21日現在

NO	質 問	回 答
13	気象庁の観測方法に準拠した方法とは、どのような方法なのか。	気象庁HPを参照のこと。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/faq/faq11.html 「風通しや日当たりの良い場所で、電気式温度計を用いて、芝生の上1.5mの位置で観測することを標準としています。また、電気式温度計は直射日光に当たらないように、通風筒の中に格納しています。通風筒上部に電動のファンがあり、筒の下から常に外気を取り入れて、気温を計測しています。」
14	受注者からの計測結果報告時の提出資料は、何を添付するのか。	補正値を算出する根拠として、工事期間、真夏日日数を確認できる資料であれば受注者の任意様式で可とする。※気象庁HP、環境省HP等の気温やWBGTの証明資料の添付は必須としない。 参考資料にて報告様式(別紙-1、2)を示す。
15	熱中症対策とは具体的にどういった内容か。	建設現場における熱中症対策事例集(国土交通省)を参考とすること。 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000409.html
16	本試行が適用となった場合、熱中症対策の実施状況等にかかる確認は必要か。	本試行適用による対策状況などの現場確認は必要としない。 これまで様々な熱中症対策を受注者は行っており、それに対し諸経費率にて費用を加算するものであり現場環境改善費とは根本的に違うものである。
17	現場環境改善費として費用計上している場合、二重計上とされないか。	現場環境改善費は「共通仮設費」関連であるため、設備(遮光ネット、大型扇風機等)に係るものが対象となり、熱中症現場管理費補正は「現場管理費」関連であるため、労務個人(経口補水液、空調服等)に係るものが対象となる。 よって、対象が異なるため、二重計上とされないが、現場環境改善費において、現場管理費に相当するものが計上されていないか確認する必要がある。
18	これまで、工事における創意工夫として熱中症対策を提案きたが、本試行が適用となった場合、創意工夫として取り扱って良いか。	本試行が適用となった場合は、創意工夫とは見なさない。
19	施工箇所点在型積算の場合は、どのように対応するのか。	施工箇所毎に現場管理費補正を行うこととし、計測方法については、施工箇所毎に最寄りの観測所データを用い補正値を算出する。 なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工時期等を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。
20	既契約(4月1日～6月30日の間に入札公告に付した工事)の工事に適用する場合の取扱いはどのようにするのか。	工事打合簿(受注者からの協議)において、本試行の適用について取り交わすこと。併せて、受注者は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に追記・提出すること。

熱中症対策に資する現場管理費補正試行要領に関するFAQ

令和7年10月21日現在

NO	質 問	回 答
21	受注者の意向により、本試行要領の適用を希望しない場合の取扱いはどのようにするのか。	施工計画書に記載しなければ対象としない。
22	空港工事は、適用するのか。	土木工事のみ対象とする。(照明工事は適用不可) (令和2年6月19日付県整第170号)
23	施行日以降、入札公告に付した工事について、後付けで協議(施工計画書の追加提出)のあった場合、遡って適用していいか。	特記仕様書に対象の有無を明示していることから、原則は当初の施工計画書に記載のあったもののみ適用対象とする。なお、当初施工計画書提出時点で記載が困難な場合については、適用を希望する旨記載し、後日、追加提出すること。その際の対象期間の始期については、追加の施工計画書受理日以降とする。